

岐阜市上下水道事業部広告掲載基準

平成20年11月14日決裁

改正 平成28年 9月15日決裁

改正 平成31年 3月13日決裁

改正 令和元年 8月 1日決裁

改正 令和 3年 7月16日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、岐阜市上下水道事業部広告掲載要綱（平成20年11月14日決裁）第3条第3項に規定する審査基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載に関する審査は、この基準に基づき行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 上下水道事業部（以下「部」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査に当たっての基本的な考え方)

第3条 本基準により部が広告掲載に関する審査を行う場合には、本基準の文言のみに基づき一義的に解釈し、及び適用するのではなく、関係法令等の規定並びに市民への影響及び公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈や適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が別途基準を作成するものとする。

(規制業種又は事業者)

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの
- (2) 前号の風俗営業に類する業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (4) たばこに係るもの（たばこ製造又は販売事業者の喫煙マナー向上のための広告等を除く。）
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 社会問題を起こしている業種及び事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 占い、運勢判断その他これらに類するもの
- (9) 興信所、探偵事務所その他これらに類するもの
- (10) 上下水道関連業者又は上下水道関連商品に関するもの

- (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定により連鎖販売取引とされる業種
 - (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の者
 - (13) 法令に違反している者
 - (14) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
 - (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に違反している者
 - (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する者
 - (17) 岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条に規定する排除措置の対象である者
 - (18) 市税、本市の水道料金及び下水道料金等を滞納している者
- 2 部の広告媒体所管課は、広告掲載に関する申込みを受けたときは、直ちに前項に規定する要件の確認を行うものとする。

（広告内容の審査）

第6条 部の広告媒体所管課は、広告の掲載に先立ち、次条以下に定める基準に従い、広告内容に関する審査を行うものとする。

（広告内容に関する規制基準）

第7条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害又は業務妨害のおそれのあるもの又は差別を助長するもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥をするもの
- エ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主たる目的とするもの
- キ 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- コ 意見広告

- (2) 消費者の被害の予防又は拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告を含む。）又は根拠の無い表示若しくは誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に当たっては、根拠となる資料を要する。）
- イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス！（今購入しないと次はないという意味）」等

- ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方自治体その他の公共の機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしていると誤認するおそれのあるもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗を乱すおそれのある表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (良好な景観又は風致の保護に関する規制基準)

第8条 次の各号のいずれかに該当し、良好な景観又は風致を害するおそれのある広告は、掲載しない。

- (1) 岐阜市風致地区条例（平成16年岐阜市条例第25号）の規定に違反するもの
 - (2) 岐阜市景観条例（平成7年岐阜市条例第54号）の規定に違反するもの
 - (3) 岐阜市屋外広告物条例（平成21年岐阜市条例第38号）の規定に違反するもの
 - (4) 岐阜市景観基本計画に適合しないもの
 - (5) 岐阜都市計画地区計画で定める地区整備計画に適合しないもの
- (審査の基準)

第9条 広告内容の審査に係る基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 全ての業種に適用する基準 次のア及びイに掲げる基準
 - ア 各業種又は商品及びサービスについて、必要な許可、免許等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について不明な点がある場合は、広告を掲載する事業者又は広告を扱う広告代理店に確認するものとする。
 - イ この基準又は関連法令等に抵触するおそれのあるものについては、市の所管課又は関連法令所管行政庁に相談するものとする。
- (2) 業種ごとに適用する基準 次のアからヒまでに掲げる業種の区分に応じ、それぞれアからヒまでに定める基準
 - ア 人材募集広告
 - (ア) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守すること。
 - (イ) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるものは認めない。
 - (ウ) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売付け又は資金集めを目的として

いるものは掲載しない。

イ 語学教室等

安易さ又は授業料、受講料等の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる等

ウ 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

(ア) 合格率等の実績を掲載する場合は、事実及び客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。

(イ) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたものであって、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しない。

エ 外国大学の日本校

次に掲げる主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

オ 資格講座

(ア) 民間の講習業者が労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならない等の誤解を招くような表現は使用してはならず、次に掲げる主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

(イ) 行政書士講座等の講座には、その講座だけで国家資格が取れる等の紛らわしい表現は使用してはならず、次に掲げる主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

(ウ) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

(エ) 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。

カ 病院、診療所及び助産所

(ア) 広告できる事項は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定及び関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドライン等に定める広告規制に係る規定に反しないこと。

(イ) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の担当部署に当該広告が適法かつ適正であることについて確認を行っていること。

キ 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復をいう。）

(ア) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条の規定又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(イ) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

(ウ) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等をいう。）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

(エ) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の担当部署に当該広告が適法かつ適正であることについて確認を行っていること。

ク 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレン

ズ等をいう。)

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「薬機法」という。）第66条から第68条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

(イ) 医療機器は、厚生労働省の承認番号を記載すること。

(ウ) 広告を記載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署に当該広告が適法かつ適正であることについて確認を行っていること。

ケ 健康食品、保健機能食品及び特別用途食品

(ア) 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条の規定、薬機法第68条の規定及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条の規定並びに各法令の所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

(イ) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能及び効果は表示できない。

(ウ) 食品は、食品表示法（平成25年法律第70号）の規定に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。

(エ) 保健機能食品及び特別用途食品は、広告の内容が法令等により認められている表示事項の範囲内であって、当該法令等により定められている表示すべき事項が全て記載されていること。

(オ) 広告を記載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署に当該広告が適法かつ適正であることについて確認を行っていること。

コ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるサービスその他の高齢者住宅に関わるもの

(ア) サービス全般（介護老人保健施設を除く。）

a 介護保険の保険給付対象となるサービス及び当該サービス以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

b 広告主に関する表示は、法人の名称、代表者の氏名、所在地、連絡先、担当者の氏名等に限る。

c a及びbに掲げるもののほか、サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：岐阜市事業受託事業者等

(イ) 有料老人ホーム (ア)に掲げるもののほか、次のaからcまでに掲げる基準に適合していること。

a 施設の指導監督権限を有する都道府県、政令市及び中核市が定める有料老人ホーム設置運営指導指針に規定する事項を遵守し、別表に定める各類型の表示事項を全て表示すること。

b 当該施設の指導監督権限を有する都道府県、政令市及び中核市の指導に基づいたものであること。

c 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）の規定に抵触しないこと。

(ウ) 有料老人ホーム等の紹介業

- a 広告主に関する表示は、法人の名称、代表者の氏名、所在地、連絡先、担当者の氏名等一般的なものに限る。
- b aに掲げるもののほか、利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(エ) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第15条の規定及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第1号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法（平成23年厚生労働省・国土交通省告示第5号）に規定する事項を遵守すること。

(オ) 介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

サ 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者の氏名を明記すること。

シ 不動産事業

- (ア) 不動産事業者は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
- (イ) 不動産の売買又は賃貸に係る広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
- (ウ) 公正取引委員会の不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制に従うこと。
- (エ) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等

ス 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触しないこと。

セ 旅行業

- (ア) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償については、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等がある場合は、この限りでない。
- (イ) 不当表示に注意すること。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8の規定並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

ソ 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条の規定並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から第11条までの規定に反しないこと。

タ 雑誌・週刊誌等

- (ア) 適正な品位を保った広告であること。
- (イ) 見出し及び写真の性的表現等は、青少年の保護等の観点から適正なものであり、不快感を与えないものであること。

- (ウ) 性犯罪を誘発し、又は助長するような表現が無いこと。
- (エ) 犯罪被害者の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現が無いこと。
- (オ) タレント等著名人の個人的行動であっても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。
- (カ) 犯罪事実の報道の見出しは、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (キ) 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告は、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (ク) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある表現が無いこと。

チ 映画、興業等

- (ア) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (イ) 性に関する表現であって、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (ウ) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (エ) 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (オ) ショッキングなデザインは使用しない。
- (カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (キ) 年齢制限等一部規制を受けるものは、その内容を表示すること。

ツ 古物商、リサイクルショップ等

営業形態に応じて、法令等に基づく許可等を受けていること。

テ 結婚相談所及び交際紹介業

- (ア) 業界団体に加盟していること。
- (イ) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
- (ウ) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークを取得している等）。

ト 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (ア) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限る。
- (イ) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対する批判、中傷等は掲載しない。

ナ 募金等

- (ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (イ) 次に掲げる主旨を明確に表示すること。
「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

ニ 質屋及びチケット等の再販売業

- (ア) 個々の相場、金額等は表示しない。
例：〇〇のバッグ〇〇円、航空券 〇〇間〇〇円等
- (イ) 有利さを誤認させるような表示はしない。

ヌ トランクルーム及び貸し収納業者

- (ア) トランクルーム
 - a 国土交通省の優良トランクルームの認定を受けた事業者であること。

- b 当該認定を受けている旨及び認定番号を表示すること。

(イ) 貸し収納業者

- a 法人の名称以外にトランクルームの名称は使用しないこと。
- b 次に掲げる主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に定める「トランクルーム」ではありません。」等

ネ ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、法令等に基づく許可等を受けていること。

ノ 金融商品

(ア) 投資信託等

- a 将来の利益が確実かつ保証されているような表現が無いこと。
- b 元本保証が無い旨等のリスクを目立つように分かりやすく表示すること。
- c 利益について記載する場合は、必ず予想に基づくものであることを明示すること。

(イ) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等

- a 監督行政庁等の許可、登録等商品の取扱いに必要な資格を持った事業者であること。
- b 法人の名称及び登録番号並びに業界団体会員であることを表示すること。
- c 安全性、確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでないこと。
- d 利益保証の無いこと、損失が生じる可能性があること等のリスクを目立つように分かりやすく表示すること。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる金融商品以外の金融商品

当該金融商品の内容に応じ、(ア)及び(イ)に掲げる基準を準用する。

ハ 規制業種の企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告

本基準第5条に規定する規制業種に関連するもの以外の広告は、本基準に定められた規定の範囲内でその掲載を認める。

例：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

ヒ アからハまでに掲げるもののほか、次に掲げる事項について注意すること。

(ア) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の〇%引き」等

(イ) 比較広告

主張する内容が資料等により客観的に実証されていること。

(ウ) 無料で参加又は体験できるもの

費用を要する場合は、その旨を明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(エ) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

- a 原則として、広告主の法人の正式名称を明記すること。ただし、法人格を有しない団体の場合は、代表者の氏名を明記すること。
- b aの規定にかかわらず、広告の内容から広告主の法人の名称等が明らかである場合は、重ねて法人の正式名称等を記載することを要しない。

- c 原則として、広告主の所在地及び連絡先を明記すること。ただし、広告の内容に照らし、広告主の所在地及び連絡先を記載することにより、かえって市民等の誤解を招く場合は、広告主に代えて、問合せ先の所在地及び連絡先を記載することができる。

(オ) 肖像権及び著作権

無断使用の有無を確認すること。

(カ) 宝石の販売

虚偽の表現に注意し、必要に応じて公正取引委員会に確認すること。

例：「メーカー希望価格の○%引き」等

(キ) 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況及び事務所の所在地等の実態を確認すること。

(ク) アルコール飲料

- a 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

- b 飲酒を誘発するような表現は禁止する。

例：お酒を飲んでいる、飲もうとしている姿等

附 則

この基準は、平成20年11月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月16日から施行する。

別表 分野ごとの相談窓口

分野	相談窓口
(1) 医療関係	保健所保健医療課
(2) 高齢者福祉サービス関係	福祉部介護保険課
	福祉事務所高齢福祉課
(3) サービス付き高齢者向け住宅関係	まちづくり推進部住宅課
(4) 消費者関連法関係	市民生活部消費生活課
(5) 選挙関係	選挙管理委員会事務局
(6) 墓地関係	保健所生活衛生課
(7) 食品関係	保健所食品衛生課